



写真: イタリア・
ミラノ大聖堂

SMC株式会社

証券コード: 6273

第64期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2023年6月29日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所

東京都千代田区外神田四丁目14番1号
秋葉原UDX15階 当社本社 大会議室

議決権行使のお願い

書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することができます。ご検討くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限 2023年6月28日(水曜日)
午後5時まで

株主様へのお土産はございません。

株主の皆様へ

産業界の自動化・省力化を支える自動制御機器の総合メーカーとして、 気候変動や少子高齢化など社会課題の解決に貢献します。

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2023年3月期は、世界各国でコロナ禍からの正常化が進み、各産業分野で設備投資需要が回復に向かいましたが、米中の対立激化、半導体を中心とした部品・原材料の調達困難、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻などの問題は解決の見通しが立たず、インフレと金融引き締めに伴う景気後退懸念も高まって、先行きの不透明な状況が続いております。

さらに、豪雨や洪水、山火事など気象災害の激甚化が進み、中国の総人口が減少に転じるなど、気候変動や少子高齢化といった社会課題の解決に向けた取り組みが、強く求められる情勢となっております。

私もSMCは、CO₂など温室効果ガスの排出量削減や、自動化・省力化の推進に貢献する自動制御機器の総合メーカーとして、世界中のどこでも、またいかなる非常事態に際しても、製品供給責任を果たすべく、社内体制の整備に努めております。

SMCの強みである80か国以上のグローバルネットワーク、23,000名の従業員、70万品目を超える豊富な品揃えと潤沢な在庫、お客様のご要望に応える製品開発力、堅固な財務基盤をさらに磨き上げるとともに、生産能力の拡充と生産の複線化を図る設備投資、ITを活用した営業活動のグローバル連携などに引き続き取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月

代表取締役社長 高田 芳樹



第64期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、以下のウェブサイトにて「第64期 定時株主総会招集ご通知」として掲載する電子提供措置をとっております。

当社ウェブサイト <https://www.smcworld.com/ir.htm>



東京証券取引所ウェブサイト
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(*) 当社ウェブサイト「IR情報」では、「株式情報」、「株主総会」、「2023年定時株主総会招集通知」を順次選択してください。
東京証券取引所ウェブサイト「東証上場会社情報サービス」では、「銘柄名(会社名)」に「SMC」又は「コード」に「6273」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」を順次選択してください。

当日出席されない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時までに、書面又はインターネットにより議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2023年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2	場 所	東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDX15階 当社本社 大会議室 株主様へのお土産はございません。
3	目的事項	報告事項 第64期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役12名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 会計監査人選任の件 第5号議案 取締役に対する株式報酬等の一部改定及び継続の件

4 招集にあたっての決定事項

(1) 株主総会資料の電子提供について

■改正会社法により、2023年3月以降に開催されるすべての上場会社の株主総会において、株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類等）については、原則として書面による送付は行わず、インターネット上のウェブサイトに掲載して株主の皆様が閲覧できる状態に置く「電子提供措置」を行うこととなりました。

当社は、株主の皆様の利便性を考慮して、株主総会参考書類については、すべての株主様に書面により送付することといたしました。

■電子提供措置事項のうち連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表については、法令及び当社定款に基づいて、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。会計監査人及び監査役の監査の対象には、これらの書類が含まれております。

■電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

(2) 書面又はインターネットによる議決権行使について

■ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

■書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効といたします。

■インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

【当日の会場でのご出席について】

◎当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。他の株主様の代理人として出席される場合は、委任状をあわせてご提出ください。

【新型コロナウイルス対策について】

◎発熱、せき等の症状がある株主様は、ご来場をお控えください。

◎本社施設内でのマスク着用は不要でございます。役員、従業員もマスクは着用いたしません。

◎株主総会会場内では、せきエチケットを守るなど、周りの株主様へのご配慮をお願いいたします。

以 上



議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。



インターネットにて 行使いただく場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日(水曜日)
午後5時入力完了分まで



書面(議決権行使書)にて 行使いただく場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2023年6月28日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。

行使期限

2023年6月28日(水曜日)
午後5時到着分まで



株主総会当日に ご出席いただく場合

当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※当日ご出席の場合は、書面(議決権行使書)又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

日 時

2023年6月29日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

() 投票機

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
QRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第4号・第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号・第3号議案

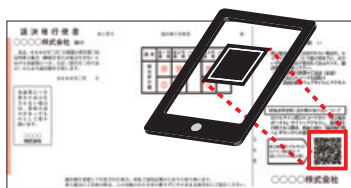
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



※QRコードは株式会社ICJの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上、アクセスして下さい。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「議決権行使へ」をクリック

株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

『株主総会ポータル』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に

POINT 1 スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。
株主総会資料も閲覧できます。

POINT 2 簡単・便利にアクセスが可能

お手持のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取り簡単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

※QRコードは株式会社〇〇〇〇の登録商標です。

POINT 3 議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。
議案を確認後、そのまま議決権行使が可能です。



インターネットによる議決権行使期限 **2023年6月28日(水)午後5時**

PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上、アクセスして下さい。

株主総会ポータルURL <https://www.soukai-portal.net>

《議決権行使方法》

右図のとおり、ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

【資本政策の基本的な方針】

当社は、中長期的な利益成長を通じた企業価値の向上により、株主の皆様へ報いていくことを、経営の最優先課題と位置付けております。

また、金融・経済情勢の混乱や為替相場の急激な変動にも揺らぐことのない、堅固な財務基盤を維持するため、株主資本の一層の充実を図ってまいります。

さらに、将来にわたって競争優位性を保ち、企業として存続するために必要な、生産設備、研究開発体制、IT基盤及び営業人員等の充実に向けた投資に積極的に取り組み、これらに伴う資金需要に対応するための手元資金を確保いたします。

株主の皆様への利益還元については、安定的な配当の継続を基本とし、状況に応じた機動的な自己株式の取得を組み合わせ、より一層の充実に努めてまいります。

【期末配当に関する事項】

上記の基本的な方針のもと、直近の経営成績及び財政状態に鑑み、当期末の剰余金の配当は、以下のとおりといたしたく、ご承認をお願いいたします。

1

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

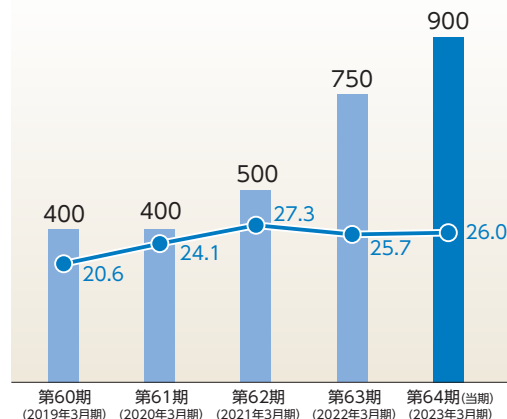
当社普通株式1株につき 金450円
総額 29,026,452,150円

2

剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日

上記の期末配当をご承認いただきますと、中間配当と合わせた年間配当金は、前期比150円増の1株当たり900円となります。

【ご参考】1株当たり年間配当金の推移 (円)
連結配当性向 (%)



第2号議案

取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役12名全員は任期満了となりますので、取締役12名（うち社外取締役4名）の選任（全員再任）をお願いいたします。

取締役候補者の氏名及び略歴等は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位・担当	取締役在任年数	取締役会出席回数
1	高田芳樹 再任	代表取締役社長／ 営業本部長	29年	7/7回
2	土居義忠 再任	取締役常務執行役員／ 技術本部長	2年	7/7回
3	磯江敏夫 再任	取締役執行役員／総務部長	4年	7/7回
4	太田昌宏 再任	取締役執行役員／経理部長	4年	7/7回
5	丸山進 再任	取締役執行役員／ 経営管理担当／社長室長	3年	7/7回
6	サミエル・ネフ 再任 米国籍	取締役執行役員／サプライ チェーン・マネジメント担当	3年	7/7回
7	小倉浩史 再任	取締役執行役員／ 営業本部副本部長	1年	5/5回
8	ケリー・ステイシー 再任 女性 米国籍	取締役執行役員 (SMCアメリカ取締役社長)	1年	3/5回
9	海津政信 再任 社外 独立	社外取締役	9年	7/7回
10	香川利春 再任 社外 独立	社外取締役	8年	7/7回
11	岩田宜子 再任 社外 独立 女性	社外取締役	2年	7/7回
12	宮崎恭一 再任 社外 独立	社外取締役	2年	7/7回

候補者
番号

1

たか だ よし き
高田 芳樹

(1958年6月6日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社	2018年 7月	営業本部長 (現任)
1991年 6月	SMCアメリカ出向	2019年 9月	代表取締役副社長
1994年 6月	当社取締役	2019年12月	SMCアメリカ 取締役会長 (現任)
2002年 6月	常務取締役	2020年 4月	当社指名・報酬委員会委員 (現任)
2003年 7月	海外事業総括担当	2021年 4月	代表取締役社長 (現任)
2004年 4月	SMCアメリカ 取締役社長	2022年 1月	サステナビリティ委員会委員 (現任)
2014年 6月	当社 北米・中南米地区担当		
2017年 6月	取締役常務執行役員		
2018年 7月	取締役専務執行役員		

【取締役候補者とした理由】

長年にわたりSMCアメリカの責任者を務め、2018年からは当社の営業本部長として、当社グループのグローバルな事業展開を牽引してまいりました。2019年に代表取締役副社長、2021年4月には代表取締役社長に就任し、当社グループの経営全般の指揮を執るとともに、抜本的な構造改革を推進しております。引続き当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。

取締役在任年数	29年
取締役会出席状況	7回/7回
所有する当社株式の数	0株(※)

(※) 資産管理会社を通じて当社株式を保有しております。

候補者
番号

2

ど い よし た だ
土居 義忠

(1962年2月21日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2021年 6月	技術本部長 (現任)
2018年 7月	執行役員技術本部開発第8部長	2023年 5月	常務執行役員 (現任)
2020年 4月	技術本部副本部長		
2021年 6月	取締役 (現任)		
2021年 6月	執行役員		

【取締役候補者とした理由】

1984年の入社以来、当社製品の研究開発業務に従事し、2020年からは技術本部副本部長、2021年からは技術本部長として、研究開発部門全体を統括する責務を果たしてまいりました。2022年からはドイツに駐在し、ドイツ技術センター及び各国の技術センターの体制強化、技術センター相互間の連携強化に取り組んでおります。引続き当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。

取締役在任年数	2年
取締役会出席状況	7回/7回
所有する当社株式の数	0株



候補者
番号

3

いそ え とし お
磯江 敏夫

(1961年5月26日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2014年 7月 株式会社りそな銀行退職
2014年 8月 当社入社
2019年 5月 総務部部长
2019年 6月 取締役執行役員総務部長（現任）
2021年11月 人事担当

取締役在任年数	4年
取締役会出席状況	7回/7回
所有する当社株式の数	100株

【取締役候補者とした理由】

2014年の入社以来、総務、子会社管理、販売管理等の業務に従事し、2019年からは人事・総務部門の責任者として、責務を果たしてまいりました。
引続き当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。



候補者
番号

4

おお た まさ ひろ
太田 昌宏

(1963年12月24日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2015年 4月 株式会社りそな銀行退職
2015年 5月 当社入社
2019年 5月 経理部部长
2019年 6月 取締役執行役員経理部長（現任）

取締役在任年数	4年
取締役会出席状況	7回/7回
所有する当社株式の数	100株

【取締役候補者とした理由】

2015年の入社以来、主として子会社管理の業務に従事し、2019年からは経理・財務部門の責任者として、責務を果たしてまいりました。
引続き当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

まる やま
丸山すすむ
進

(1963年2月14日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 通商産業省入省
 2014年6月 中小企業庁経営支援部長
 2015年7月 経済産業省大臣官房政策評価 審議官
 2016年6月 同省退官
 2016年10月 株式会社国際社会経済研究所 特別研究主幹
 2018年7月 当社入社 顧問

2019年11月 執行役員改革プロジェクト 担当
 2020年6月 取締役執行役員経営管理担当 兼社長室長（現任）

【取締役候補者とした理由】

中央官庁において要職を歴任し、国内外の経済情勢及び組織運営に関する高い識見を有しております。
 2019年からは改革プロジェクト担当、2020年からは品質管理、情報システム、内部監査部門等の統括責任者として、責務を果たしてまいりました。
 引続き当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。

取締役在任年数	3年
取締役会出席状況	7回/7回
所有する当社株式の数	0株

候補者
番号

6

サミエル・ネフ

(1982年3月30日生)

再任

米国籍

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年5月 当社入社
 2008年8月 ジョージタウン大学ローセンター入学
 2011年7月 ニューヨーク州弁護士登録
 2012年1月 SMCアメリカ入社
 2013年1月 SMCシンガポール プロジェクトマネージャー
 2016年5月 当社入社 経営企画室長
 2020年6月 取締役執行役員サプライチェーン・マネジメント担当（現任）
 2021年5月 SCM統括部長

【取締役候補者とした理由】

当社グループ各社において研鑽を積んだ後、2016年からは当社経営企画室長、2020年からはサプライチェーン・マネジメントの統括責任者として、責務を果たしてまいりました。
 引続き当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。

取締役在任年数	3年
取締役会出席状況	7回/7回
所有する当社株式の数	0株



候補者
番号

7

おぐら こうじ
小倉 浩史

(1954年1月8日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 2月	当社入社	2019年 6月	執行役員退任
2007年 9月	浜松営業所長	2020年 4月	営業本部副本部長（現任）
2010年 6月	取締役	2020年 5月	執行役員（現任）
2010年 7月	営業本部部長	2020年 7月	マーケティング部長
2017年 6月	取締役退任	2022年 6月	取締役（現任）
2017年 6月	執行役員		

【取締役候補者とした理由】

1980年の入社以来、第一線で営業活動に従事し、2010年からは取締役として営業本部で販売戦略の企画立案及び販売活動支援を担当してまいりました。執行役員制の本格実施に伴い2017年にいったん取締役を退任しましたが、2020年からは営業本部副本部長として、営業部門全体を統括し、営業本部長である社長を補佐する責務を果たしてまいりました。引続き当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者としたしました。

取締役在任年数	1年
取締役会出席状況	5回/5回
所有する当社株式の数	27株



候補者
番号

8

ケリー・ステイシー

(1962年4月27日生)

再任

女性

米国籍

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 8月	SMCアメリカ入社
2007年 9月	取締役
2012年 7月	取締役副社長
2019年12月	取締役社長（現任）
2022年 6月	当社取締役執行役員（現任）

【取締役候補者とした理由】

1994年にSMCアメリカに入社後、販売戦略策定、人事など多様な業務に従事し、2007年からは同社の取締役、2012年には取締役副社長、2019年には取締役社長に就任し、アメリカ子会社の経営にとどまらず、当社グループのグローバルな営業戦略の推進などを担ってまいりました。

引続き当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者としたしました。

取締役在任年数	1年
取締役会出席状況	3回/5回
所有する当社株式の数	0株



社外取締役 在任年数	9年
取締役会 出席状況	7回/7回
所有する 当社株式の数	0株

候補者
番号 9 **かいづ まさのぶ**
海津 政信 (1951年12月27日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4月 株式会社野村総合研究所入社
 1994年 6月 同社投資調査部長
 1997年 4月 野村証券株式会社金融研究所 投資調査部長
 2000年 6月 同社金融研究所 副所長兼企業調査部長
 2002年 4月 同社経営役金融研究所長
 2007年 7月 同社経営役
 金融経済研究所 チーフリサーチオフィサー
 同社金融経済研究所
 シニア・リサーチ・フェロー兼アドバイザー
 2012年 1月
 2013年 6月 公益財団法人財務会計基準機構 理事
 2013年 8月 公益社団法人日本証券アナリスト協会副会長
 2014年 6月 当社社外取締役（現任）
 2020年 4月 当社指名・報酬委員会委員長（現任）
 2022年12月 野村証券株式会社退職

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

海津政信氏は、経済・金融情勢、企業経営及び財務会計に関する豊富な知識と経験を有する著名なエコノミスト・証券アナリストであり、優れた人格識見の持ち主であります。

海津氏には、自身の専門的知見に基づき、特に一般株主・投資家の利益保護を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、経営の方針に関する助言をいただいております。

また2020年からは指名・報酬委員会の委員長として、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性の強化に尽力いただいております。

引続き、このような役割を果たしていただくことを期待して、海津氏を社外取締役候補者といたしました。

海津氏は、当社社外取締役としての職務のほかに、会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由及び当社における実績により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。



候補者
番号

10

かがわ とし はる
香川 利春

(1950年11月12日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1996年 5月 東京工業大学 精密工学研究所教授
- 2012年 5月 一般社団法人日本フルードパワーシステム学会会長
- 2014年 1月 東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
- 2015年 6月 当社社外取締役（現任）
- 2016年 4月 東京工業大学特命教授
- 2018年 4月 同大学 名誉教授
- 2020年 4月 当社指名・報酬委員会委員（現任）

社外取締役 在任年数	8年
取締役会 出席状況	7回/7回
所有する 当社株式の数	0株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

香川利春氏は、当社の事業領域と極めて密接な関連を持つ流体計測制御を専門とする工学博士であり、優れた人格識見の持ち主であります。

香川氏には、研究者・教育者としての専門知識と豊富な経験に基づき、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、特に研究開発活動及び技術者の育成に係る施策を中心に、経営の方針に関する助言をいただいております。

また2020年からは指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性の強化に尽力いただいております。

引続き、このような役割を果たしていただくことを期待して、香川氏を社外取締役候補者といたしました。

香川氏は、当社社外取締役としての職務のほかに、会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由及び当社における実績により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。



社外取締役 在任年数	2年
取締役会 出席状況	7回/7回
所有する 当社株式の数	0株

候補者
番号 11 いわた よしこ
岩田 宜子 (1956年7月15日生)

再任

社外

独立

女性

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1979年 4月 バンク・オブ・アメリカ東京支店入社
- 1989年 6月 ビザ・インターナショナル入社
- 1992年 1月 デュー・ロジャースン・ジャパン入社
- 1994年11月 テクニメトリックス（現トムソン・ファイナンシャル）東京支社入社
日本・韓国担当シニア・ディレクター
- 2001年 2月 ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社入社
- 2001年 5月 同社代表取締役社長
- 2014年11月 ヤマト インターナショナル株式会社社外取締役
- 2021年 6月 当社社外取締役（現任）
- 2021年 6月 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構社外取締役
- 2022年 1月 当社サステナビリティ委員会委員（現任）
- 2022年 9月 レーザーテック株式会社社外取締役（現任）
- 2023年 4月 ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社取締役会長（現任）

【重要な兼職の状況】

ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社取締役会長
レーザーテック株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

岩田宜子氏は、コーポレートガバナンス及び投資家と企業との対話の実務に関する専門的知見と豊富な経験を有する、日本におけるIRコンサルティングビジネスの草分け的存在であり、豊富な国際経験に加えて経営者としての経験と見識も兼ね備えた、優れた人格識見の持ち主であります。

岩田氏には、自身の専門的知見に基づき、特に一般株主・投資家の利益保護を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、特にコーポレートガバナンス、情報開示及び投資家の皆様との対話に係る施策を中心に、経営の方針に関する助言をいただいております。

また2022年からはサステナビリティ委員会の委員として、当社のサステナビリティ課題に関する取組みの相当性や進捗度の監督に尽力いただいております。

引続き、このような役割を果たしていただくことを期待して、岩田氏を社外取締役候補者といたしました。



候補者
番号

12

みやざき きょういち
宮崎 恭一

(1962年10月11日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986年 4月 モルガンスタンレー証券会社東京支店入社
- 1987年 7月 ウッドガンディ証券会社東京支店入社
- 1993年 1月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券東京支店入社
- 1995年 8月 モルガンスタンレー証券会社東京支社入社
- 1997年 2月 ドイツ証券会社東京支店入社
- 2004年 9月 ドイツ銀行ニューヨーク支店入社
- 2006年 4月 Zen Asset Management株式会社設立 代表取締役 (現任)
- 2021年 6月 当社社外取締役 (現任)
- 2022年 1月 サステナビリティ委員会委員長 (現任)

【重要な兼職の状況】

Zen Asset Management株式会社代表取締役

社外取締役 在任年数	2年
取締役会 出席状況	7回/7回
所有する 当社株式の数	0株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

宮崎恭一氏は、国際的な金融機関において最先端の金融工学を活用した投資ポートフォリオの運用及び市場リスクマネジメントに関する豊富な知識と経験を蓄積し、自ら資産運用会社を立ち上げ経営してきた人物であり、優れた人格識見の持ち主であります。

宮崎氏には、自身の専門的知見に基づき、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、特に国際ビジネス、リスク管理及びコーポレートガバナンスに係る施策を中心に、経営の方針に関する助言をいただいております。

また2022年からはサステナビリティ委員会の委員長として、当社のサステナビリティ課題に関する取組みの相当性や進捗度の監督に尽力いただいております。

引続き、このような役割を果たしていただくことを期待して、宮崎氏を社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 海津政信、香川利春、岩田宜子、宮崎恭一の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役である海津政信、香川利春、岩田宜子、宮崎恭一の各氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第27条に基づく責任限定契約（会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約）を締結しており、各氏が再任された場合、同契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。すべての取締役候補者が同契約の被保険者に含まれております。同契約の内容の概要は、下表のとおりであります。
- また当社は、本総会終了後の取締役会において、同契約の同内容での更新を決議する予定であります。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要等】

被保険者の範囲	当社並びに当社子会社の役員、管理職従業員及び役員と共同被告になった場合等の全従業員
保険料の負担	被保険者の保険料負担なし（全額を当社が負担）
填補の対象とされる保険事故の概要	被保険者が自らの職務の執行に関して損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることに伴い発生する損害（争訟費用等）
当該保険契約によって被保険者である当社役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置	被保険者の故意による犯罪行為、法令違反又は違法に得た私的利益に起因する損害賠償請求に関しては補填の対象外とするなどの免責条項を設けています。

5. 当社は、社外取締役海津政信、香川利春、岩田宜子、宮崎恭一の各氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

第3号議案

監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の監査役3名全員は任期満了となりますので、監査役3名の選任（うち社外監査役2名再任、新任1名）をお願いいたします。なお本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者の氏名及び略歴等は、次のとおりであります。



候補者
番号

1

ちば たけまさ
千葉 雄正

(1954年6月1日生)

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年10月 当社入社
2013年 9月 製造本部部長
2015年 7月 生産企画部部長
2020年 9月 執行役員（現任）
2021年 2月 製造本部副本部長
2021年 6月 製造本部長（現任）

監査役在任年数	—
取締役会 出席状況	—
監査役会 出席状況	—
所有する 当社株式の数	0株

【監査役候補者とした理由】

1981年の入社以来、生産管理、原価管理の業務に従事し、2020年からは執行役員として、2021年からは製造本部全体の責任者として、責務を果たしてまいりました。長年にわたる実務経験と社内ですべて培った人脈を用いて、有効で効率的な監査活動と監査環境の整備を通じて、当社の企業価値向上への貢献が期待できることから、監査役候補者といいたしました。

候補者
番号

2

とう よし
東 葎あらた
新

(1965年10月31日生)

再任

社外

独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1998年 4月 公認会計士登録（現在に至る）
- 2007年 8月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー
- 2014年 7月 トーマツチャレンジド株式会社取締役
- 2016年12月 有限責任監査法人トーマツ退職
- 2017年 1月 公認会計士東葎新事務所設立 代表就任（現在に至る）
- 2017年11月 税理士登録（現在に至る）
- 2019年 6月 日本調剤株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2019年 6月 当社社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

- 公認会計士東葎新事務所代表
- 日本調剤株式会社社外取締役（監査等委員）

社外監査役 在任年数	4年
取締役会 出席状況	7回/7回
監査役会 出席状況	13回/13回
所有する 当社株式の数	0株

【社外監査役候補者とした理由】

東葎新氏は、大手監査法人において上場会社の監査実務、株式公開支援などのアドバイザリー業務、監査法人の法人運営及びグループ会社の経営などに携わった公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見と優れた人格識見の持ち主であります。

東葎氏には、企業会計及び会計監査に関する専門的知見と豊富な経験に基づき、特に財務会計及び情報開示の適正性確保の観点を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監査していただくとともに、経営全般に関する助言をいただいております。

引続き、このような役割を果たしていただくことを期待して、東葎氏を社外監査役候補者としたしました。



候補者
番号

3

うちかわ はるや
内川 治哉

(1970年10月31日生)

再任

社外

独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1998年 4月 弁護士登録（現在に至る）
- 1998年 4月 御堂筋法律事務所（現弁護士法人御堂筋法律事務所）入所
- 2005年 1月 同法律事務所パートナー（現在に至る）
- 2006年 6月 株式会社長谷工コーポレーション社外監査役
- 2014年 6月 株式会社アプラスフィナンシャル社外取締役
- 2019年 6月 当社社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー

社外監査役 在任年数	4年
取締役会 出席状況	7回/7回
監査役会 出席状況	13回/13回
所有する 当社株式の数	0株

【社外監査役候補者とした理由】

内川治哉氏は、企業法務に精通し、上場会社の社外役員も歴任した経験豊富な弁護士であり、優れた人格識見の持ち主であります。

内川氏には、会社法及び金融商品取引法その他の法令並びに上場会社に求められるコンプライアンスに関する専門的知見と豊富な経験に基づき、特に法的リスク管理とコンプライアンスの観点を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監査していただくとともに、経営全般に関する助言をいただいております。

引続き、このような役割を果たしていただくことを期待して、内川氏を社外監査役候補者といたしました。

内川氏は、社外取締役及び社外監査役としての職務のほかに、会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 東葎 新、内川治哉の両氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 当社は、社外監査役である東葎 新、内川治哉の両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第37条に基づく責任限定契約（会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約）を締結しており、両氏が再任された場合、同契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。すべての監査役候補者が同契約の被保険者に含まれております。同契約の内容の概要は、本株主総会参考書類17ページの「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。
- また当社は、本総会終了後の取締役会において、同契約の同内容での更新を決議する予定であります。
5. 当社は、社外監査役東葎 新、内川治哉の両氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

【ご参考1】 社外役員の独立性に関する基準

社外取締役及び社外監査役の独立性に関して、法令上の要件のほか、東京証券取引所の定める基準に当社の考え方を加えて、以下のとおり当社独自の基準を設定しております。

◆直近事業年度（末）において、以下のいずれにも該当しないこと

- (1) 当社グループの業務執行者（業務執行取締役、執行役、従業員等をいう。以下同じ。）
- (2) 当社グループの主要な取引先（*）又はその業務執行者
（*）主要な取引先とは、以下に該当する者をいう。
 - 当社グループの連結売上高の2%以上を占める販売先
 - 連結売上高の2%以上が、当社グループに対するものである仕入先又は業務委託先
 - 当社グループの連結総資産の2%以上の金額を、当社グループに融資等している借入先
- (3) 当社グループの主要株主（総議決権の10%を保有している株主をいう。）又はその業務執行者
- (4) 当社グループに対して法定の監査証明業務を提供する公認会計士又は監査法人に所属する者
- (5) 当社グループとの間で、役員又は執行役員を相互に兼任する関係にある会社の業務執行者
- (6) 当社グループから、役員報酬以外に1,000万円以上の報酬等の支払を受けた弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門家（これらの者が法人その他の団体であるときは、それに所属する者）
- (7) 当社グループから、1億円以上の寄付を受けた個人又は団体若しくはその業務執行者
- (8) 過去10年間に於いて、上記（1）に該当していた者及び過去3年間に於いて、上記（2）～（7）に該当していた者
- (9) 上記（1）～（8）に掲げる者の配偶者及び2親等内の親族。ただし、「業務執行者」については、重要な業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員等の役員に準ずる高位の従業員をいう。）に限る。

【ご参考2】 取締役及び監査役のスキルマトリックス

本総会終結時（予定）の取締役及び監査役の有する経験及び専門性を示した一覧表（スキルマトリックス）は、以下のとおりであります。

	氏名	当社における地位/担当	スキル										
			企業 経営	経済 分析	技術 開発	営業・ マーケ ティング	SCM	財務 会計	法務 リスク 管理	IR	ESG/ SDGs	国際性	
1	高田 芳樹	代表取締役社長/営業本部長/ 指名・報酬委員会委員/ サステナビリティ委員会委員	●			●			●				●
2	土居 義忠	取締役常務執行役員/ 技術本部長			●		●						●
3	磯江 敏夫	取締役執行役員/ 総務部長						●	●		●		●
4	太田 昌宏	取締役執行役員/ 経理部長						●		●			●
5	丸山 進	取締役執行役員/ 経営管理担当/社長室長		●					●				
6	サミエル・ネフ	取締役執行役員/ サプライチェーン・マネジメント 担当					●		●				●
7	小倉 浩史	取締役執行役員/ 営業本部副本部長				●							
8	ケリー・ステイシー	取締役執行役員	●			●							●
9	独立 社外 海津 政信	社外取締役 筆頭独立社外取締役/ 指名・報酬委員会委員長		●					●		●		
10	独立 社外 香川 利春	社外取締役/ 指名・報酬委員会委員			●								
11	独立 社外 岩田 宜子	社外取締役/ サステナビリティ委員会委員	●							●	●		●
12	独立 社外 宮崎 恭一	社外取締役/ サステナビリティ委員会委員長							●		●		●
13	千葉 雄正	常勤監査役						●	●				
14	独立 社外 東 葭 新	社外監査役							●				
15	独立 社外 内川 治哉	社外監査役								●			

第4号議案 会計監査人選任の件

本総会終結の時をもって、現在の会計監査人清陽監査法人は任期満了により退任となりますので、新たにEY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任することをお願いいたします。

なお本議案は、監査役会の決定に基づき付議するものです。

【監査役会がEY新日本有限責任監査法人を会計監査人の候補とした理由】

現会計監査人の継続監査年数を考慮し、EY新日本有限責任監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同法人の専門性、独立性、品質管理体制及びグローバル監査体制について監査役会が定める審査基準に基づき検討を行った結果、適任であると判断したためであります。

【会計監査人候補者の名称等】

(2023年3月31日現在)

名 称	EY新日本有限責任監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー		
沿 革	2000年4月	太田昭和監査法人（1967年1月設立の監査法人太田哲三事務所と1969年12月設立の昭和監査法人の合併により1985年10月設立）とセンチュリー監査法人（1986年1月設立）が合併し、監査法人太田昭和センチュリーを設立	
	2001年7月	新日本監査法人に名称変更	
	2008年7月	有限責任監査法人に移行し、新日本有限責任監査法人に名称変更	
	2018年7月	EY新日本有限責任監査法人に名称変更	
概 要	資 本 金	1,121百万円	
	構 成 人 員	公認会計士	3,034名
		公認会計士試験合格者等	1,148名
		その他	1,523名
		合計	5,705名
	被監査会社数	3,762社	

第5号議案

取締役に対する株式報酬等の一部改定及び継続の件

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

本議案は、2020年6月26日開催の第61期定時株主総会において承認可決されました当社取締役（社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。以下、断りがない限り同様。）を対象に、業績目標の達成状況に応じて当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を給付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の継続に伴い、報酬等の額及び株式数の上限等、本制度の内容を一部改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、指名・報酬委員会の審議及び取締役会の決議に一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇のメリット及び株価下落のリスクを株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としております。本議案は、本制度の長期インセンティブ機能をより一層強化するものであり、指名・報酬委員会及び取締役会は、本制度の一部改定は相当であると考えております。

本制度の対象となる取締役の員数は、社外取締役4名を除いた8名であり、第2号議案「取締役12名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、同数となります。

なお、役員報酬等の内容の決定に関する方針等につきましては、事業報告「3 会社役員に関する事項 ④ 取締役及び監査役の報酬等」をご参照ください。

2. 本制度に係る報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役の報酬として、当社が資金を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が指名・報酬委員会での審議を経て取締役会で定める株式給付規程に基づいて、各取締役に付与するポイントに相当する当社株式等を、本信託を通じて各取締役に給付する株式報酬制度であります。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時といたします（詳細は後記（8）のとおり）。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。）

(3) 本制度の対象期間

2024年3月末日をもって終了する事業年度から2026年3月末日をもって終了する事業年度までの3事業年度及び当該3事業年度経過後に開始する3事業年度（取締役会で別途の期間を決議した場合には当該期間）ごとの期間といたします。

(4) 信託期間

2020年8月11日から本信託が終了するまでといたします（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は

継続するものとする)。なお本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものいたします。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限

当社は、各取締役に対して本制度に基づき当社株式等を給付するための当社株式の取得資金として、対象期間ごとに、1事業年度当たり300百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額（対象期間である3事業年度については900百万円）を上限とする金銭を拠出いたします（※）。

なお当社は、対象期間中、当初の拠出金額を含む拠出金額の合計が上記の上限額となる範囲内で当社株式の取得資金を追加して信託することができるものいたします。

ただし、かかる追加拠出を行おうとする対象期間の開始日の直前に本信託の信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間において取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で、取締役に対する給付未了のものを除く。）及び金銭（以下、あわせて「残存株式等」という。）があるときは、当該残存株式等の額（残存株式については当該対象期間の開始日の前日における時価）と追加拠出される信託金の合計額は、上記の上限額の範囲内といたします。

（※）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(6) 取締役に付与する当社株式の算定方法及び上限

取締役に、各事業年度に関して、株式給付規程に基づき役位及び業績目標の達成状況に応じて算出されたポイントが付与されます（※）。対象期間中に付与されるポイントは、1事業年度あたり合計3,000ポイントに対象期間に含まれる事業年度数を乗じたポイント数（対象期間である3事業年度については合計9,000ポイント）を上限といたします。

なお、付与されたポイントは、取締役に對する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てる）。ただし、当社株式について株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

（※）対象期間中の業績目標は、各事業年度における連結ベースの売上高営業利益率とし、未達成の場合、ポイントは付与されません。

(7) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記（5）により当社が拠出した株式取得資金を原資として、上記（5）の上限額の範囲内で株式市場からの買付又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によって行います。対象期間ごとに、9,000株を上限として取得するものいたします。当該取得株式数の上限は、上記（5）の信託金の上限を踏まえて設定しております。

取得方法の詳細につきましては、本総会後に改めて決定し、開示いたします。

(8) 取締役に對する当社株式等の給付

取締役が退任等により株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、受益者確定手続を経て、付与されたポイントに応じた数の当社株式を当該取締役に給付いたします。ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付いたします。また、取締役が死亡した場合には、全

てを当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付いたします。なお、金銭の給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合がございます。

(9) 本信託内の当社株式に係る議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一律不行使といたします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当いたします。

(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式につきましては、全て当社が無償で取得した上で、当社の取締役会決議により消却することを予定しております。金銭につきましては、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の付与ポイントに応じて、按分して給付することを予定しております。

(12) マルス／クローバック条項

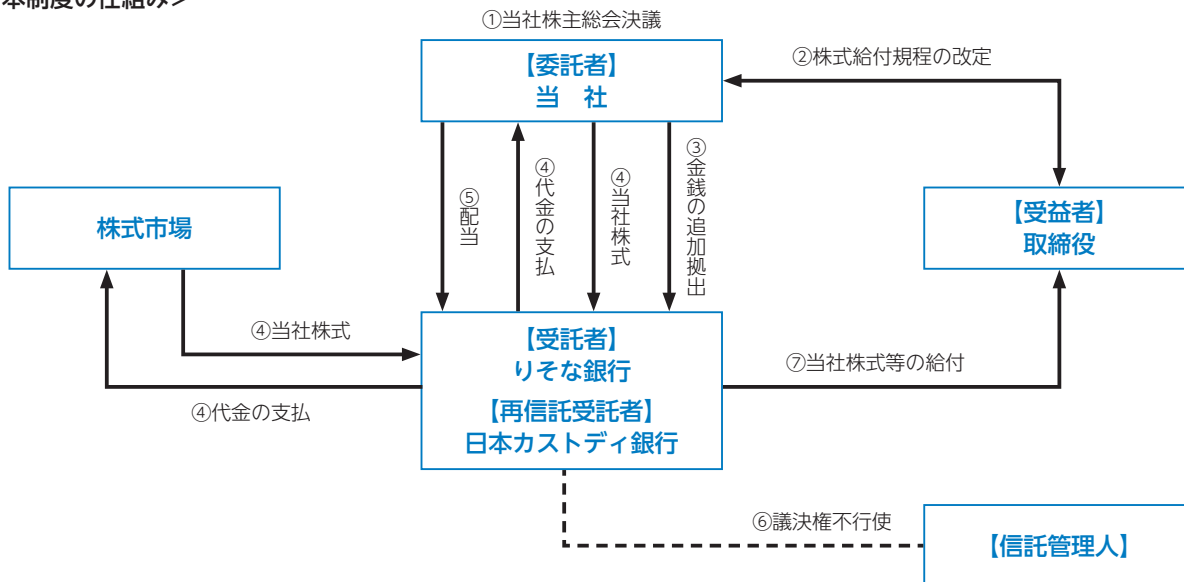
本制度の対象者が解任された場合又は在任中に一定の非違行為があったと当社が認めた場合、当該対象者は、当社株式等の給付を受ける権利を取得しないものといたします。

また、本制度による当社株式等の給付が行われた後に、ポイント付与の根拠となった業績指標の算定に誤りがあったことが判明した場合又は当該対象者に一定の非違行為があったことが判明した場合、当該対象者は、本来給付されるべき範囲を超えて給付された当社株式等を、当社に返還する義務を負うものといたします。

(13) その他の本制度の内容

その他の本制度の内容は、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において定めます。

<本制度の仕組み>



- ①当社は、本総会において、本制度の改定に係る取締役報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において、本制度に基づく当社株式等の給付に係る株式給付規程を改定します。
- ③当社は、上記①の承認決議の範囲内で金銭を追加拠出します。
- ④本信託は、上記③で信託された資金を原資として、当社株式を株式市場又は当社（自己株式の処分）から取得します。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、取締役に対して、役位及び業績達成状況に応じて、事業年度ごとにポイントが付与され、退任等の株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした取締役に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

以上

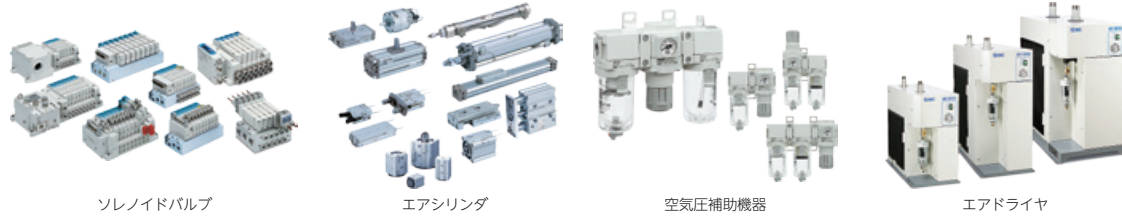
1 企業集団の現況に関する事項

① 主要な事業内容

空気圧機器をはじめとする自動制御機器の製造販売

1 空気圧機器 圧縮空気の圧力をエネルギー源として、物を押す・つかむ・回すといった、人の手に代わるような作業をする機器です。

主要な製品 エアシリンダ、エアチャック、ロータリアクチュエータ、ソレノイドバルブ、空気圧補助機器、ワンタッチ管継手、真空エジェクタ



2 電動機器



主要な製品 電動アクチュエータ

3 センサ



主要な製品 圧力スイッチ、フロースイッチ

4 温調機器



主要な製品 サーモチャラー、サーモコン

当社グループの製品群は、あらゆる産業分野の自動化・省力化に貢献しています。

工作機械



農業



医療機器



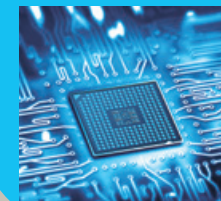
HOSPITAL

STORE

食品



半導体



自動車



(ご参考) グローバルネットワーク



欧州 16.8%

売上高 138,574百万円 前期比 +17.0%

半導体関連では、欧州域内での生産拡大に対応した生産拠点拡充の動きがありました。自動車関連では、半導体不足の影響はあったものの、車載用二次電池を中心としたEV関連の設備投資が活発でした。製品供給能力や環境性能での優位性が、販売成績に好影響を与えています。

中華圏 28.5%

売上高 235,316百万円 前期比 +16.3%

中国では、米中貿易摩擦の影響などから半導体関連は停滞していますが、EVを中心とした自動車関連が大きな伸びを示しました。医療機器関連は政策の後押しもあり好調が続きました。台湾では、半導体関連の設備投資が大幅な落ち込みを見せました。

その他アジア 14.8%

売上高 121,702百万円 前期比 +12.5%

年度後半にかけての半導体関連の需要減退に伴い、これらの分野の比率が高い韓国、シンガポール、マレーシアでは厳しい受注環境となりました。インドでは、自動車関連の大型投資がありました。

北米 15.6%

売上高 128,649百万円 前期比 +22.3%

米国では、半導体製造装置の対中輸出規制の影響などから、年度後半にかけて半導体関連の受注が大きく落ち込みました。自動車関連は、EV関連の設備投資が活況で、工作機械など関連する業種への波及効果が見られました。

その他 2.0%

売上高 16,513百万円 前期比 +29.3%

南米やオセアニアなどその他の地域では、コロナ禍の影響で延期されてきた設備投資が回復し、売上は前期を上回りました。

日本 22.3%

売上高 184,016百万円 前期比 +2.0%



スマートフォンやパソコン向け半導体メモリの生産調整の影響を受けた半導体・電機関連、半導体不足の影響が続いた自動車関連、年度後半にかけて減速した工作機械関連と、主要な需要業種向けで総じて受注は低調に推移しました。医療機器関連、食品機械関連の需要は底堅い動きを見せました。



② 事業の経過及びその成果

当期においては、各国でコロナ禍からの正常化が進み、製造業全般において設備投資が回復しましたが、部品・原材料の調達難の継続、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻の長期化、米中の緊張の高まり、欧米の金融引き締めによる景気後退の懸念など、先行きの不透明な状況が続いています。

自動制御機器の需要は、半導体・電機関連は、年度前半は高水準でしたが、後半は世界的なインフレや景気後退の影響などにより、欧米を中心に設備投資先送りの動きが見られました。自動車関連は、半導体等部品不足の影響が継続し本格的な回復には至りませんでした。

中国を中心にEVバッテリー関連需要が伸びました。工作機械関連、医療機器関連、食品機械関連及びその他の業種向けは、コロナ後の新たな省人化・自動化需要がありましたが、景気減速により一服感が見られます。

このような環境において、当社グループは、自動化需要の伸長に対応した製品供給能力の拡大と、BCP(事業継続計画)に基づく生産の複線化を目的として、積極的な設備投資を進めました。さらに、お客様のCO₂排出量削減に大きく貢献できる新製品開発や、販売活動におけるITを活用したグローバル連携の強化などの課題に引き続き注力しました。

加えて、脱炭素社会の実現に向け、「GHGプロトコル」に基づくスコープ1とスコープ2のGHG(温室効果ガス)排出量を、2030年度までに48%削減し、2050年度までにカーボンニュートラルを達成するという中長期目標を策定し、具体的な取り組みを開始しました。

この結果、当期の連結売上高は、販売数量の増加と、為替変動に伴う海外販売分の増収などにより、前期比13.4%増の824,772百万円となりました。運送費、人件費、IT関連費用などの増加により販売費及び一般管理費は増加しましたが、増収に伴う利益増加により、

営業利益は13.3%増の258,200百万円となりました。為替差益は減少しましたが、市場金利の上昇による受取利息の増加から、経常利益は12.1%増の305,980百万円となり、投資有価証券売却益の計上により、税金等調整前当期純利益は13.2%増の308,777百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は16.4%増の224,609百万円となりました。

自己資本当期純利益率(ROE)は、前期に比べ0.6ポイント上昇して13.8%となりました。

③ 対処すべき課題

当社グループは、以下の経営理念を掲げ、将来に向けて取り組むべき課題を「長期経営ビジョン」として明確にしています。

(1) 経営理念

1) 自動化・省力化に貢献する	空気圧機器をはじめとする自動制御機器製品の製造販売を通じて、「産業界の自動化・省力化に貢献する」ことが、当社の社会的使命であると認識しております。
2) 本業に専心する	「産業界の自動化・省力化に貢献する」要素部品メーカーとしての本分に徹し、本業である自動制御機器事業に経営資源を集中して、競争力の向上に努めてまいります。
3) グローバルに製品を供給する	世界各国・地域のルールやニーズに沿った製品、世界のどの市場でも通用する製品を供給してまいります。

(2) 長期経営ビジョン

1) お客様のニーズを的確にとらえた製品開発を進め、納期・品質・価格等においてお客様のご要望にお応えできる体制づくりに努める。
2) 生産設備の新規拡充と既存設備の更新に集中的に取り組み、将来を見据えたグローバルな最適生産体制を確立するとともに、合理化・コストダウンを加速する。
3) グローバル市場における競争に勝ち残り、より一層高いマーケットシェアの獲得を目指す。

④ 設備投資の状況

中長期的な売上増に備えた生産能力の確保と、非常時においてもグローバルな製品供給を継続できる体制の確立を目指して、生産及び物流拠点の新・増設を積極的に進めるとともに、研究開発拠点の移転用地を取得したほか、合理化・コストダウン・環境負荷の低減のための新規設備の導入や金型の更新等を実施しました。当期の設備投資の総額は、81,592百万円（前期比2.3%減）となりました。当期中の主な設備投資案件は、次のとおりです。



釜石第5工場（岩手県釜石市）



遠野第2工場（岩手県遠野市）



西日本ロジスティクスセンター（滋賀県竜王町）

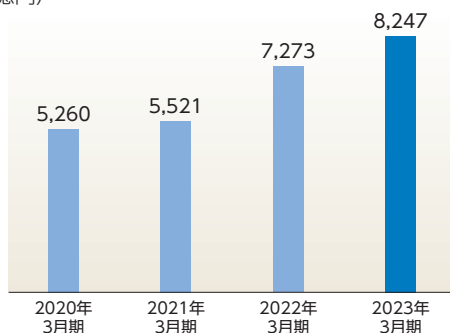


SMCドイツ工場・倉庫（ドイツ・ヘッセン州）

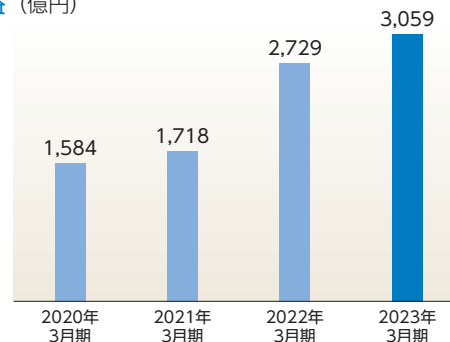
5 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第61期 (2020年3月期)	第62期 (2021年3月期)	第63期 (2022年3月期)	第64期(当期) (2023年3月期)
売 上 高	(百万円)	526,000	552,178	727,397	824,772
経 常 利 益	(百万円)	158,450	171,827	272,981	305,980
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	110,500	121,790	192,991	224,609
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	(円)	1,656.44	1,831.98	2,923.76	3,444.55
総 資 産	(百万円)	1,390,539	1,539,871	1,769,951	1,927,940
純 資 産	(百万円)	1,253,266	1,379,987	1,559,274	1,702,325
1 株 当 た り 純 資 産 額	(円)	18,794.58	20,835.47	23,808.08	26,331.72
自己資本当期純利益率 (ROE)		8.9%	9.3%	13.2%	13.8%

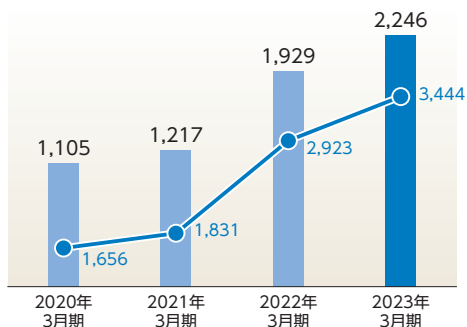
売上高 (億円)



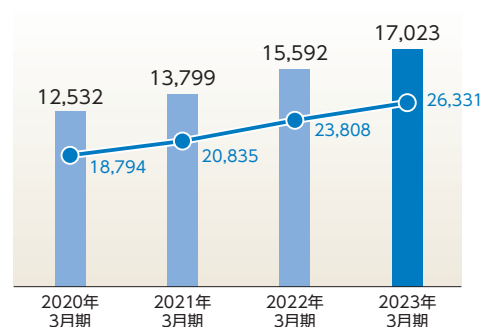
経常利益 (億円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (億円) ● 1株当たり当期純利益 (円)



■ 純資産 (億円) ● 1株当たり純資産額 (円)



⑥ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日本機材株式会社	304 百万円	47.7 %	自動制御機器の販売
制御機材株式会社	100 百万円	100.0	自動制御機器の販売
SMC Corporation of America (SMCアメリカ)	172,700 千米ドル	100.0	自動制御機器の製造販売
SMC Deutschland GmbH (SMCドイツ)	84,101 千ユーロ	100.0	自動制御機器の製造販売
SMC Pneumatics (U.K.) Ltd. (SMCイギリス)	14,500 千英ポンド	100.0	自動制御機器の製造販売
SMC Italia S.p.A. (SMCイタリア)	18,145 千ユーロ	99.9	自動制御機器の製造販売
SMC Espana S.A. (SMCスペイン)	3,305 千ユーロ	100.0	自動制御機器の製造販売
SMC Corporation (Singapore) Pte. Ltd. (SMCシンガポール)	5,600 千シンガポールドル	100.0	自動制御機器の製造販売
SMC Automation (Taiwan) Co., Ltd. (SMC台湾)	420,840 千台湾ドル	100.0	自動制御機器の製造販売
SMC Korea Co., Ltd. (SMC韓国)	46,500 百万ウォン	100.0	自動制御機器の製造販売
SMC Investment Management China Co., Ltd. (SMC投資管理)	5,685 百万円	100.0	中国における子会社の管理
SMC Automation China Co., Ltd. (SMC中国)	100 百万円	(注) 100.0	自動制御機器の販売
SMC (China) Co., Ltd. (SMC中国製造)	1,504 百万円	(注) 100.0	自動制御機器の製造販売
SMC (Beijing) Manufacturing Co., Ltd. (SMC北京製造)	1,716 百万円	(注) 100.0	自動制御機器の製造
SMC (Tianjin) Manufacturing Co., Ltd. (SMC天津製造)	2,000 百万円	(注) 100.0	自動制御機器の製造
SMC Manufacturing (Singapore) Pte. Ltd. (SMCシンガポール製造)	10,000 千シンガポールドル	100.0	自動制御機器の製造
SMC Manufacturing (Vietnam) Co., Ltd. (SMCベトナム製造)	10,263,329 百万ドン	100.0	自動制御機器の製造
SMC Automacao do Brasil Ltda. (SMCブラジル)	332,525 千リアル	(注) 100.0	自動制御機器の製造販売

(注) SMC中国、SMC中国製造、SMC北京製造、SMC天津製造及びSMCブラジルに対する議決権比率は、当社の100%子会社による間接保有分を含めた数値です。

連結子会社は、上記の重要な子会社18社を含む44社です。

SMCベトナム製造は、設備資金に充当するため増資を行いました。

⑦ 従業員の状況

従業員数	22,988名	前期末比	1,368名増
------	---------	------	---------

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）です。
2. 上記のほか、臨時従業員6,243名（期中平均人員。前期比613名増）を雇用しています。

⑧ 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	8,921百万円

⑨ 主要な拠点

(1) 当社

本社	東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDX
営業所	仙台、大宮（埼玉県さいたま市）、甲府、東京、厚木、浜松、豊田、名古屋、金沢、京都、大阪、岡山、広島、福岡
工場	草加、筑波（茨城県常総市）、矢祭、釜石、遠野、下妻
研究所	筑波技術センター（茨城県つくばみらい市）
物流センター	東日本ロジスティクスセンター（茨城県常総市）、西日本ロジスティクスセンター（滋賀県竜王町）

(2) 子会社

「⑥ 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

⑩ その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

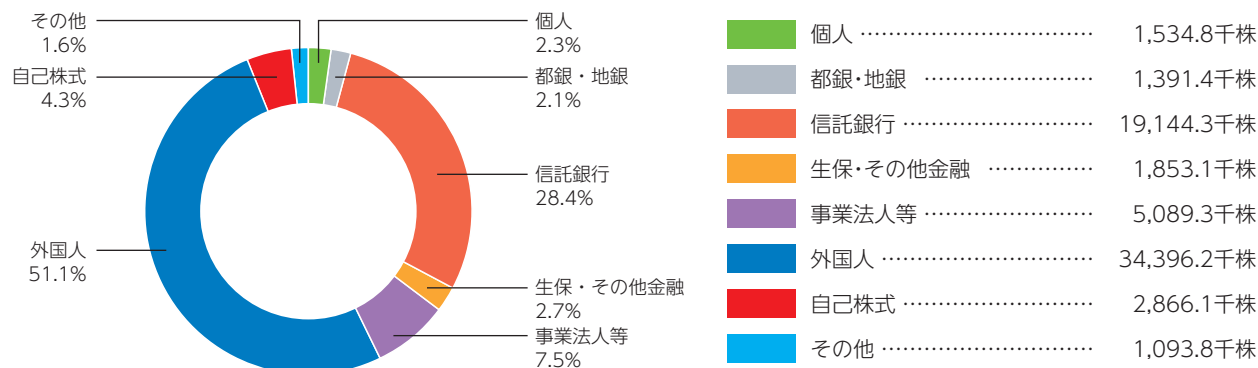
2 会社の株式に関する事項

- ① 発行済株式の総数 67,369,359株 (自己株式数 2,866,132株を含む。)
- ② 株主数 4,853名
- ③ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,495.9 千株	17.82 %
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5,097.0	7.90
合同会社高田インターナショナル	3,793.0	5.88
トン ファイナンス ビービー	3,443.5	5.33
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	2,212.1	3.42
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	1,522.5	2.36
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ	1,502.9	2.32
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140042	1,483.3	2.29
野村信託銀行株式会社(信託口2052208)	1,239.4	1.92
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,206.9	1.87

- (注) 1. 当社は、自己株式2,866,132株を保有していますが、上記大株主からは除外しています。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した64,503,227株をもとに算出し、小数点以下第3位を切り捨てて表示しています。

所有者別株式分布状況



④ その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年11月14日開催の取締役会における決議に基づき、以下のとおり自己株式の取得を行いました。

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 取得の目的 | 株主還元の充実、資本効率の向上 |
| (2) 取得した株式の総数 | 普通株式839,200株 |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 54,995百万円 |
| (4) 取得期間 | 2022年11月21日から2023年3月24日まで |
| (5) 取得方法 | 市場買付（信託方式） |

3 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名		地位及び担当並びに重要な兼職の状況
高田 芳樹	代表取締役社長	営業本部長 (指名・報酬委員会委員) (サステナビリティ委員会委員) SMCアメリカ取締役会長
磯江 敏夫	取締役 執行役員	総務部長兼人事担当
太田 昌宏	取締役 執行役員	経理部長
丸山 進	取締役 執行役員	経営管理担当兼社長室長
サミエル・ネフ	取締役 執行役員	サプライチェーン・マネジメント担当
土居 義忠	取締役 執行役員	技術本部長
小倉 浩史	取締役 執行役員	営業本部副本部長
ケリー・ステイシー	取締役 執行役員	SMCアメリカ取締役社長
海津 政信	社外取締役	(筆頭独立取締役) (指名・報酬委員会委員長)
香川 利春	社外取締役	(指名・報酬委員会委員)
岩田 宜子	社外取締役	(サステナビリティ委員会委員) ジェイ・ユース・アイアール株式会社取締役会長 レーザーテック株式会社社外取締役
宮崎 恭一	社外取締役	(サステナビリティ委員会委員長) Zen Asset Management株式会社代表取締役
森山 尚人	常勤監査役	
東 諒 新	社外監査役	公認会計士（公認会計士東諒新事務所代表） 日本調剤株式会社社外取締役（監査等委員）
内川 治哉	社外監査役	弁護士（弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー）

- (注) 1. 海津政信、香川利春、岩田宜子、宮崎恭一、東諒 新、内川治哉の各氏は、一般株主の利益保護のため株式会社東京証券取引所が上場会社に対して確保することを義務づけている、独立役員です。
2. 社外監査役 東諒 新氏は公認会計士・税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 2022年6月29日開催の第63期定時株主総会において、小倉浩史氏及びケリー・ステイシー氏が新たに取締役に選任され、就任しました。

② 責任限定契約の内容の概要等

当社は、社外取締役及び社外監査役各氏との間で、会社法第427条第1項並びに当社定款第27条及び第37条に基づく責任限定契約（会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約）を締結しています。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、1年ごとに更新しています。当該保険契約の内容の概要は以下のとおりであり、2023年6月末の次回更新時には、同内容での更新を予定しています。

被 保 険 者 の 範 囲	当社並びに当社子会社の役員、管理職従業員及び役員と共同被告になった場合等の全従業員
保 険 料 の 負 担	被保険者の保険料負担なし（全額を当社が負担）
填補の対象とされる保険事故の概要	被保険者が自らの職務の執行に関して損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることに伴い発生する損害（争訟費用等）
当該保険契約によって被保険者である当社役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置	被保険者の故意による犯罪行為、法令違反又は違法に得た私的利益に起因する損害賠償請求に関しては填補の対象外とするなどの免責事項を設けています。

④ 取締役及び監査役の報酬等

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	533百万円 (51百万円)	373百万円 (51百万円)	111百万円 (—)	49百万円 (—)	12名 (4名)
監 査 役 (うち社外監査役)	38百万円 (18百万円)	38百万円 (18百万円)	—	—	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	572百万円 (69百万円)	411百万円 (69百万円)	111百万円 (—)	49百万円 (—)	15名 (6名)

(2) 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等における業績指標は、各事業年度における前事業年度実績に対する売上高成長率であり、その実績は31.7%です。売上高成長率がマイナスとなった事業年度においては、本賞与は支給されません。

売上高成長率を業績指標として選択した理由は、当社グループが「2026年度に売上高1兆円」を当面の目標として掲げ、中期的に年率8%程度の増収を達成することを目指していることに整合させたものです。

(3) 非金銭報酬等の内容

当社は、取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）を対象とする株式報酬制度として、「役員向け株式給付信託」を設定しています。

当該株式給付信託の当初対象期間は2021年3月期から3事業年度であり、各事業年度について一定水準の業績（連結売上高営業利益率）を達成したことを、指名・報酬委員会及び取締役会において確認したうえで、対象者にポイントを付与します。各対象者の退任時に、付与された累積ポイントに相当する当社株式及び当社株式の時価に相当する金銭を給付します。

当事業年度に係るポイント付与の状況は、対象者8名に対し900株相当です。

なお、対象者が解任された場合又は在任中に一定の非違行為があった場合には、本制度に基づく株式及び金銭の給付を受ける権利は発生せず、このほかポイント付与の根拠となった業績数値の算定に誤りがあったことなど給付の正当性を失わせる事情が判明した場合には、過去に受けた給付について返還義務が生じる旨（マルス/クローバック条項）を定めています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ① 2007年6月28日開催の第48期定時株主総会において、各事業年度の金銭報酬の総額は、取締役については年額900百万円以内、監査役については年額100百万円以内と定められました。なお、同定時株主総会終結後の在任者は、取締役19名、監査役5名でした。
- ② 2020年6月26日開催の第61期定時株主総会において、取締役に対する退職慰労金制度の廃止と、同定時株主総会において再任された取締役に対する旧制度に基づく退職慰労金の打切り支給の実施が決議されました。なお、打切り支給の対象者は、同定時株主総会において再任された取締役（社外取締役を除く。）6名でした。
- ③ 2020年6月26日開催の第61期定時株主総会において、前記(3)に記載の株式報酬制度（株式給付信託）の導入が決議されました。当該株式給付信託内で付与されるポイントに相当する株式数及びその取得価額は、年間1,000株及び100百万円を上限としており、これは上記①に記載の基本報酬の総額の年間上限900百万円とは別に設定されたものです。なお、同定時株主総会終結後の本制度の対象者は、取締役（社外取締役を除く。）8名でした。

(5) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針は、指名・報酬委員会における審議を経て取締役会において決定すること、取締役会及び代表取締役社長は指名・報酬委員会の答申を尊重することを決議しました。当該方針の概要は、以下のとおりです。

ア. 基本方針

- ・取締役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして適切に機能すること、各人の職責に応じた適正な水準とすることを基本方針とする。
- ・業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、非業務執行取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

イ. 基本報酬に係る決定方針

- ・取締役の基本報酬は、業績の見通し、従業員給与の水準並びに各人の業績に対する貢献度、役職、担当職務及び在任年数等を総合的に勘案して決定する。

ウ. 業績連動報酬に係る決定方針

- ・取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する業績連動報酬は、取締役会決議により定められた業績指標について、指名・報酬委員会の審議を経て、各事業年度におけるその達成度に応じて、役位ごとの支給金額を決定する。
- ・上記の業績連動報酬は、株主総会決議により定められた取締役に対する金銭報酬の年間上限の範囲内で、確定額金銭報酬として支払う。

エ. 非金銭報酬に係る決定方針

- ・取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する非金銭報酬は、株式報酬（株式給付信託）とする。その内容、数の算定方法及び報酬を与える時期等については、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会において決定された「株式給付規程」による。

オ. 金銭報酬及び非金銭報酬の個人別報酬等に占める割合の決定方針

- ・指名・報酬委員会の審議を経て取締役会において決定する。

カ. 個人別の報酬等の内容の決定に係る事項

- ・取締役の個人別の報酬等の具体的金額、支給の時期及び方法は、取締役会において決定する。ただし、取締役会決議によって、その決定を代表取締役社長に一任することができる。

(6) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の具体的金額、支給の時期及び方法については、取締役会の決議によって、代表取締役社長高田芳樹に一任しており、その裁量の範囲に制限は設けていません。

これらの決定権限を委任した理由は、代表取締役社長が、取締役の個人別の報酬等の内容決定の根拠となる業績見通し、従業員給与の水準、各取締役の業績に対する貢献度について最も多くの情報を把握しており、経営方針を踏まえて最も公正な評価をすることができる立場にあるためです。

なお代表取締役社長は、上記の委任決議に基づき自ら決定した取締役の個人別の報酬等の具体的金額等について、指名・報酬委員会の委員長に報告することと定めており、これをもって取締役会は、前記（5）に記載の決定方針に従った決定がなされているものと判断しています。

5 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

氏名及び地位	出席状況(出席率)		主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
	取締役会	監査役会	
海津 政 信 社外取締役	7回中7回 (100.0%)	—	エコノミスト・証券アナリストとしての経済・金融情勢、企業経営及び財務会計に関する専門的な知見に基づき、特に一般株主・投資家の利益保護を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、経営の方針に関する助言をいただいています。 また、経済・金融情勢に関する最新の情報を取締役会に提供していただいています。 指名・報酬委員会の委員長として、取締役会の構成の見直し及び役員報酬制度の見直しに関する議論をリードするなど、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性の強化に尽力いただきました。 さらに、筆頭独立社外取締役として、株主・投資家の皆様との対話を行い、その結果を指名・報酬委員会及び取締役会にフィードバックして、議論を深めていただきました。

氏名及び地位	出席状況(出席率)		主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
	取締役会	監査役会	
香川利春 社外取締役	7回中7回 (100.0%)	—	当社の事業領域と極めて密接な関連を持つ流体計測制御を専門とする研究者・教育者としての専門知識と豊富な経験に基づき、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、特に研究開発活動及び技術者の育成に係る施策を中心に、経営の方針に関する助言をいただいています。 また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性の強化に尽力いただきました。
岩田宣子 社外取締役	7回中7回 (100.0%)	—	コーポレートガバナンス及び投資家と企業との対話の実務に関する専門的知見と豊富な経験、国際的な金融機関でのビジネス経験と会社経営の経験に基づき、特に一般株主・投資家の利益保護を重視して、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、特にコーポレートガバナンス、情報開示及び投資家の皆様との対話に係る施策を中心に、経営の方針に関する助言をいただいています。 株主・投資家の皆様との対話に参加していただいたほか、サステナビリティ委員会の委員として、当社のサステナビリティ課題に対する取り組みを監督し、同委員会及び取締役会における議論を深めていただきました。
宮崎恭一 社外取締役	7回中7回 (100.0%)	—	最先端の金融工学を活用した投資ポートフォリオの運用及び市場リスクマネジメントに関する専門的知見と豊富な経験に基づき、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、特に国際ビジネス、リスク管理及びコーポレートガバナンスに係る施策を中心に、経営の方針に関する助言をいただいています。 また、サステナビリティ委員会の委員長として、当社のサステナビリティ課題に対する取り組みを監督するとともに、人的資本経営に関する提言を積極的に行い、同委員会及び取締役会における議論をリードしていただきました。
東葎新 社外監査役	7回中7回 (100.0%)	13回中13回 (100.0%)	公認会計士としての企業会計及び会計監査に関する専門的知見と豊富な経験に基づき、特に財務会計及び情報開示の適正性確保の観点を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監査していただくとともに、経営全般に関する助言をいただいています。 また、会計監査人、監査役会、経理・財務部門等による協議・調整に中心的な役割を果たしていただきました。 さらに、大手監査法人のパートナーを務めた経験を活かして、会計監査人の変更の検討及び新たな会計監査人候補者の選定に関して主導的な役割を果たしていただきました。
内川治哉 社外監査役	7回中7回 (100.0%)	13回中13回 (100.0%)	弁護士としての会社法及び金融商品取引法その他の法令並びに上場会社に求められるコンプライアンスに関する専門的知見と豊富な経験に基づき、特に法的リスク管理とコンプライアンスの観点を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監査していただくとともに、経営全般に関する助言をいただいています。 取締役会の審議事項に関して、法律の専門家としてリスクの摘示と留意点の指摘をいただくとともに、取締役会の運営に関する提言や会計監査人の変更の検討を通じて、取締役の業務執行の適法性・適正性の確保に向けて重要な役割を果たしていただきました。

(2) 重要な兼職先と当社との関係

特に記載すべき関係はありません。

4 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 清陽監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	80百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	80百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査（内部統制監査を含む）の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記支払額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査役会は、取締役、社内関係部門、会計監査人から資料の提出及び報告を受け、会計監査人の職務遂行状況、監査計画の内容及び報酬見積りの算定根拠を検討した結果、適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

③ 子会社の監査に関する事項

「[1] 企業集団の現況に関する事項 ⑥ 重要な子会社の状況」に記載の子会社18社のうち、制御機材株式会社を除く17社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

なお、一部の海外連結子会社は、当社の会計監査人と同一のネットワーク（Baker Tilly International）に属する監査法人の監査を受けており、これらの監査法人に対して監査証明業務に基づく報酬として42百万円、非監査業務に基づく報酬として20百万円を支払っています。

このほかに連結子会社各社が監査法人等に支払った監査証明業務に基づく報酬の合計額は、176百万円です。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき、あるいは会計監査人としてふさわしくない非行があったときなど会社法第340条に定める解任事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

このほか、会計監査人が職務を適正に行うことが困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任若しくは不再任に関する議案の内容を決定します。

5 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「SMCグループ企業行動指針」「SMCグループ行動規範」を制定し、法令及び倫理規範を遵守して公平正大な企業活動を行うことを通じて、顧客及び取引先はもとより、広く社会全体から信頼される企業を目指す姿勢を明確にしています。
- ・任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性の強化を図っています。指名・報酬委員会は、独立社外取締役が過半数となるよう構成し、委員長は独立社外取締役である委員から選定することと定めています。
- ・グループ全体を対象とした内部通報制度及び利益相反行為届出制度を整備し、不正行為の抑止と是正に役立てています。社内規程により、内部通報者の保護を図り、正当な通報を行った者に対する不利益取扱いや嫌がらせ行為を禁止しています。
- ・反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求に対しては、弁護士及び警察等との緊密な連携のもと、組織的に毅然とした対応をとります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・情報管理規程を制定し、重要な情報の漏洩を防ぐ体制を整備しています。
- ・情報取扱責任者の指揮の下、適時適切な情報開示に努めています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・品質、環境対策、防災等の特に重要なリスクを管理する専任の部署又は委員会を設置しています。
- ・品質クレームに関する情報を社長に報告させ、対応と再発防止策の内容を検証しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員会を設置し、各部門責任者間の情報共有の迅速化を図っています。
- ・長期経営ビジョン、全社及び各部門の年度方針・年度予算を定め、適切な業務管理を実行しています。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社との間で契約を締結し、重要事項についての当社との事前協議、事業計画・決算等についての定期報告及び当社との定期協議、業務に起因する損失及び災害等による損失又は法令違反行為等の重要な事象が発生した場合の当社への報告を義務づけています。

- ・財務報告の信頼性を確保するために必要なリスク管理（財務報告に係る内部統制）の体制を整備・運用し、定期的な評価を通じてその有効性の向上を図っています。
- ・関係会社管理規程の整備、役員の派遣及び株主権の行使並びに子会社との定期協議を通じて、子会社の管理と統一的かつ効率的なグループ戦略の推進を適切に行っています。

(6) 監査役の職務を補助する従業員に関する事項

- ・監査役の職務を補助する監査役スタッフとして、内部監査及び財務会計等に係る知見を有する適切な人員を配置しています。
- ・監査役スタッフは、監査役の指示に従い、監査役の監査のために必要な調査を行う権限を有しています。
- ・監査役スタッフに対する人事異動の発令及び懲戒処分の実施に際しては、監査役と協議のうえ決定することとしています。

(7) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び従業員は、監査役に対して、業務執行の状況を定期的に報告し、また要請に応じて随時報告しています。
- ・取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告することとしています。
- ・取締役及び従業員は、子会社の取締役及び従業員等から、子会社における重要な事象につき報告を受けた場合、適時適切に監査役に報告することとしています。
- ・監査役に報告をしたことを理由として、当社及び子会社の取締役及び従業員等に対して不利益な取扱いを行うことを禁止しています。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役の職務の執行のために必要な費用は、前払いも含め、監査役からの請求に応じてすみやかに処理することとしています。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役と社長との会合、監査役と会計監査人及び内部監査部門との会合を定期的に行い、監査環境の改善と監査人相互の連携強化を図っています。

② 当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「SMCグループ企業行動指針」「SMCグループ行動規範」を当社ウェブサイト上に公開し、法令及び倫理規範を遵守して公明正大な企業活動を行うことを通じて、顧客及び取引先はもとより、広く社会全体から信頼される企業を目指す姿勢をより一層明確にしています。
- ・「SMCグループ企業行動指針」を踏まえて、当社グループの役員・従業員が遵守すべき事項を具体的に示した「SMCグループ行動規範」を制定し、英訳版をグループ各社に配付しています。
財務報告に係る内部統制の評価手続の一環として、連結子会社各社において「SMCグループ行動規範」の周知が図られていることを、毎年確認しています。
- ・役員が関与した違法行為又は不適切な行為にも対応できるよう、社内の通報窓口とは別に、内部通報処理の実務に精通した外部の法律事務所に委託して、社外通報窓口を設定しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会及び指名・報酬委員会で使用する資料を安全にかつ効率的に共有するため、高度なセキュリティを備えたファイル共有システムを導入しています。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員制度を導入し、業務執行の細部にわたる事項は執行役員会において検討し、取締役会においては経営戦略の検討や重要性の高い投資案件に関する審議を行っています。

(4) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社が単独で行う設備投資等についても、特に重要な案件については当社取締役会の承認が必要である旨を、取締役会規程において明確に定めています。当期も複数の案件について、取締役会において詳細に検討し、社外取締役も交えて活発な討議が行われました。

(5) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役会、会計監査人、内部監査部門の間の連携強化に引き続き取り組みました。

(注) 事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	(ご参考)第63期 (2022年3月31日現在)	第64期(当期) (2023年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産	1,258,406	1,323,848
現金及び預金	684,834	603,570
受取手形及び売掛金	211,939	228,848
有価証券	12,219	19,926
商品及び製品	130,829	165,288
仕掛品	25,574	31,388
原材料及び貯蔵品	147,141	221,925
その他	46,769	53,641
貸倒引当金	△ 901	△ 740
固定資産	511,545	604,092
有形固定資産	270,584	326,995
建物及び構築物	91,705	123,752
機械装置及び運搬具	41,988	52,097
工具、器具及び備品	10,523	13,897
土地	74,775	87,746
建設仮勘定	51,591	49,501
無形固定資産	15,183	16,591
借地権	11,766	11,759
その他	3,417	4,832
投資その他の資産	225,776	260,505
投資有価証券	58,750	92,420
退職給付に係る資産	6,441	11,639
保険積立金	150,797	143,902
繰延税金資産	5,715	7,456
その他	5,735	6,540
貸倒引当金	△ 1,664	△ 1,454
資産合計	1,769,951	1,927,940

科目	(ご参考)第63期 (2022年3月31日現在)	第64期(当期) (2023年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債	169,403	188,847
支払手形及び買掛金	62,101	73,636
短期借入金	6,987	7,137
未払法人税等	44,783	42,435
賞与引当金	5,350	5,143
その他	50,179	60,494
固定負債	41,274	36,767
長期借入金	4,556	5,049
繰延税金負債	21,463	16,094
役員退職慰労引当金	270	458
役員株式給付引当金	65	114
退職給付に係る負債	7,552	7,577
その他	7,366	7,472
負債合計	210,677	225,615
(純資産の部)		
株主資本	1,455,489	1,566,266
資本金	61,005	61,005
資本剰余金	73,335	73,342
利益剰余金	1,430,285	1,596,086
自己株式	△ 109,136	△ 164,167
その他の包括利益累計額	100,139	132,146
その他有価証券評価差額金	11,235	7,573
為替換算調整勘定	87,893	120,275
退職給付に係る調整累計額	1,010	4,298
非支配株主持分	3,645	3,912
純資産合計	1,559,274	1,702,325
負債及び純資産合計	1,769,951	1,927,940

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	(ご参考)第63期	第64期(当期)
	(2021年4月1日から2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
売上高	727,397	824,772
売上原価	363,545	403,613
売上総利益	363,851	421,159
販売費及び一般管理費	135,993	162,958
営業利益	227,857	258,200
営業外収益	45,626	48,016
受取利息	6,712	11,722
為替差益	33,144	28,203
その他	5,769	8,090
営業外費用	502	236
支払利息	182	105
保険積立金運用損	98	—
その他	221	130
経常利益	272,981	305,980
特別利益	581	3,663
固定資産売却益	308	447
投資有価証券売却益	243	3,208
その他	30	7
特別損失	711	867
固定資産除却損	395	352
減損損失	222	35
特別退職金	—	370
その他	93	109
税金等調整前当期純利益	272,851	308,777
法人税、住民税及び事業税	75,731	90,677
法人税等調整額	3,796	△ 6,806
当期純利益	193,323	224,905
非支配株主に帰属する当期純利益	331	296
親会社株主に帰属する当期純利益	192,991	224,609

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (抄)

(単位：百万円)

項目	(ご参考) 第63期	第64期(当期)
	(2021年4月1日から2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	156,093	101,617
税金等調整前当期純利益	272,851	308,777
減価償却費	20,557	25,767
受取利息及び受取配当金	△ 7,350	△ 12,985
為替差損益 (△は益)	△ 25,599	△ 21,874
投資有価証券売却損益 (△は益)	△ 243	△ 3,203
売上債権の増減額 (△は増加)	△ 16,941	△ 10,014
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△ 33,777	△ 106,728
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,209	6,332
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△ 10,845	△ 6,023
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	8,966	3,690
その他	△ 1,015	△ 5,105
小計	209,812	178,632
利息及び配当金の受取額	8,431	14,692
利息の支払額	△ 180	△ 125
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△ 61,969	△ 91,581
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 116,215	△ 87,086
定期預金の預入による支出	△ 151,867	△ 190,302
定期預金の払戻による収入	107,440	207,357
有形固定資産の取得による支出	△ 77,588	△ 72,180
無形固定資産の取得による支出	△ 3,343	△ 2,197
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△ 1,276	△ 60,795
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	14,080	18,731
保険積立金の積立による支出	△ 9,095	△ 9,553
保険積立金の払戻による収入	5,705	19,588
その他	△ 270	2,265
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 88,933	△ 113,299
短期借入金の純増減額 (△は減少)	200	5,276
長期借入れによる収入	2,100	2,307
長期借入金の返済による支出	△ 1,566	△ 6,936
自己株式の取得による支出	△ 50,020	△ 55,030
子会社の自己株式の取得による支出	—	△ 44
配当金の支払額	△ 39,631	△ 58,776
その他	△ 15	△ 95
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	46,811	30,796
V. 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 2,243	△ 67,972
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	561,540	559,296
VII. 現金及び現金同等物の期末残高	559,296	491,324

(注) 連結計算書類等の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	(ご参考)第63期 (2022年3月31日現在)	第64期(当期) (2023年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産	609,295	624,250
現金及び預金	301,772	237,832
受取手形	25,329	25,021
売掛金	89,387	95,795
有価証券	12,219	19,556
商品及び製品	27,022	34,035
仕掛品	11,184	14,082
原材料及び貯蔵品	91,564	136,488
未収入金	45,849	56,227
その他	5,156	5,345
貸倒引当金	△ 191	△ 134
固定資産	550,465	629,625
有形固定資産	114,585	150,616
建物及び構築物	25,618	50,955
機械装置及び運搬具	13,267	17,897
工具、器具及び備品	2,512	4,956
土地	54,099	66,740
建設仮勘定	19,087	10,065
無形固定資産	1,545	2,509
ソフトウェア	1,465	2,430
その他	79	79
投資その他の資産	434,335	476,498
投資有価証券	40,531	72,892
関係会社株式	104,719	105,925
関係会社出資金	123,449	136,454
前払年金費用	4,724	5,544
繰延税金資産	7,433	8,489
保険積立金	150,749	143,853
その他	2,768	3,378
貸倒引当金	△ 41	△ 39
資産合計	1,159,760	1,253,875

科目	(ご参考)第63期 (2022年3月31日現在)	第64期(当期) (2023年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債	131,644	139,882
買掛金	67,316	75,435
短期借入金	5,000	5,000
未払金	8,422	7,127
未払法人税等	34,100	30,796
未払費用	13,036	13,535
その他	3,767	7,988
固定負債	10,764	10,863
退職給付引当金	4,222	4,282
役員株式給付引当金	65	114
その他	6,476	6,466
負債合計	142,408	150,745
(純資産の部)		
株主資本	1,006,634	1,095,975
資本金	61,005	61,005
資本剰余金	73,271	73,271
資本準備金	72,576	72,576
その他資本剰余金	694	694
利益剰余金	981,494	1,125,866
利益準備金	15,251	15,251
その他利益剰余金	966,243	1,110,614
特別償却準備金	162	138
資産圧縮積立金	251	239
別途積立金	150,250	150,250
繰越利益剰余金	815,578	959,986
自己株式	△ 109,136	△ 164,167
評価・換算差額等	10,717	7,154
その他有価証券評価差額金	10,717	7,154
純資産合計	1,017,351	1,103,130
負債及び純資産合計	1,159,760	1,253,875

損益計算書

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第63期	第64期(当期)
	(2021年4月1日から2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
売上高	466,970	510,431
売上原価	295,245	314,709
売上総利益	171,725	195,721
販売費及び一般管理費	43,006	52,962
営業利益	128,718	142,759
営業外収益	52,029	114,275
受取利息及び配当金	15,329	80,844
保険積立金運用益	—	250
有価証券売却益	1,272	2,368
為替差益	32,114	27,368
保険配当金	528	539
受取ロイヤリティー	1,742	1,828
その他	1,042	1,075
営業外費用	168	32
支払利息	50	11
保険積立金運用損	98	—
自己株式取得費用	—	20
その他	19	0
経常利益	180,580	257,002
特別利益	265	6,072
投資有価証券売却益	243	3,208
移転価格税制調整金	—	2,608
その他	21	255
特別損失	366	509
固定資産除却損	148	138
減損損失	214	—
特別退職金	—	370
その他	4	0
税引前当期純利益	180,478	262,565
法人税、住民税及び事業税	50,043	58,867
法人税等調整額	△ 224	516
当期純利益	130,658	203,180

(注) 計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

SMC株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区
指 定 社 員 公認会計士 齊 藤 孝
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 乙 藤 貴 弘
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 中 山 直 人
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SMC株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMC株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示するこ

とにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査法人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

SMC株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人 東京都港区		
指 定 社 員	公認会計士	斉 藤 孝
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	乙 藤 貴 弘
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	中 山 直 人
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SMC株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示すること

にある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2023年5月23日

SMC株式会社 監査役会

常勤監査役 森 山 尚 人 ㊞

監査役（社外監査役） 東 葭 新 ㊞

監査役（社外監査役） 内 川 治 哉 ㊞

以上

株主メモ

■事業年度

毎年4月1日から3月31日まで

■基準日

定時株主総会・期末配当 毎年3月31日

中間配当 毎年9月30日

■株主名簿管理人／特別口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

各種お問合せ先・郵便物ご送付先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

ホームページ

<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/>

よくあるご質問（FAQ）

https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal

■公告方法

当社ホームページ <https://www.smcworld.com/ir.htm>
に掲載

（事故その他やむを得ない場合は、日本経済新聞に掲載）

■住所変更、単元未満株式の買取・買増請求等について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

特別口座に記録された株式に係るお手続きについては、
三井住友信託銀行（特別口座管理機関）にお申出ください。

【ご注意】

特別口座に記録された株式は、いったん株主様ご本人名義の証券口座に移してからでないと売却等ができません（単元未満株式の買取請求は特別口座から直接行うことができます）。

特別口座から証券口座への振替に係るお手続きについては、三井住友信託銀行（特別口座管理機関）にお問合せください。

■未払配当金のお支払いについて

三井住友信託銀行（株主名簿管理人）にお申出ください。

株主総会会場ご案内図



場所

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

秋葉原UDX15階 当社本社 大会議室

5階オフィスロビーから北側エレベータをご利用ください。

電話 03-5207-8271 (代)

交通手段のご案内

JR総武線・山手線・京浜東北線

秋葉原駅 電気街口

より徒歩3分

東京メトロ日比谷線

秋葉原駅 2番又は3番出口

より徒歩4分

東京メトロ銀座線

末広町駅 1番又は3番出口

より徒歩5分

つくばエクスプレス

秋葉原駅 A3出口

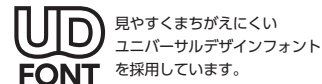
より徒歩3分

SMC株式会社

〒101-0021

東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉原UDX 15F

<https://www.smcworld.com>



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。